

令和7年第1回

西予市議会定例会議案

令和7年2月
西予市

目 次

議案番号	件 名	ページ
議案第6号	財産の無償貸付について	1
議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	3
議案第8号	西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	6
議案第9号	西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	40
議案第10号	西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	42
議案第11号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	44
議案第12号	西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	47
議案第13号	西予市肱川河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例制定について	49
議案第14号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について	51
議案第15号	西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について	53
議案第16号	西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について	55
議案第17号	西予市文化財保護条例の全部改正について	57
議案第18号	西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について	75
議案第19号	西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について	77
議案第20号	西予市給水条例の一部を改正する条例制定について	79
議案第21号	西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について	81
議案第22号	西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について	87
議案第23号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	89
議案第24号	西予市消防財政調整基金条例を廃止する条例制定について	91
議案第25号	市道路線の廃止について	93
議案第26号	市道路線の認定について	94
議案第27号	西予市過疎地域持続的発展計画の変更について	95
議案第28号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	97
議案第29号	公の施設の区域外設置に関する協議について	100
議案第30号	令和6年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について	102

議案番号	件名	ページ
議案第31号	令和6年度西予市一般会計補正予算(第11号)	別冊
議案第32号	令和6年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第33号	令和6年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)	別冊
議案第34号	令和6年度西予市介護保険特別会計補正予算(第5号)	別冊
議案第35号	令和6年度西予市水道事業会計補正予算(第4号)	別冊
議案第36号	令和6年度西予市簡易水道事業会計補正予算(第2号)	別冊
議案第37号	令和6年度西予市下水道事業会計補正予算(第6号)	別冊
議案第38号	令和6年度西予市病院事業会計補正予算(第4号)	別冊
議案第39号	令和6年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第4号)	別冊
議案第40号	令和7年度西予市一般会計予算	別冊
議案第41号	令和7年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	別冊
議案第42号	令和7年度西予市国民健康保険特別会計予算	
議案第43号	令和7年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第44号	令和7年度西予市介護保険特別会計予算	
議案第45号	令和7年度西予市水道事業会計予算	別冊
議案第46号	令和7年度西予市簡易水道事業会計予算	
議案第47号	令和7年度西予市下水道事業会計予算	
議案第48号	令和7年度西予市病院事業会計予算	
議案第49号	令和7年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	
議案第50号	西予市農業委員会委員の任命について	103
議案第51号	西予市農業委員会委員の任命について	104
議案第52号	西予市農業委員会委員の任命について	105
議案第53号	西予市農業委員会委員の任命について	106
議案第54号	西予市農業委員会委員の任命について	107
議案第55号	西予市農業委員会委員の任命について	108
議案第56号	西予市農業委員会委員の任命について	109
議案第57号	西予市農業委員会委員の任命について	110

議案番号	件名	ページ
議案第58号	西予市農業委員会委員の任命について	111
議案第59号	西予市農業委員会委員の任命について	112
議案第60号	西予市農業委員会委員の任命について	113
議案第61号	西予市農業委員会委員の任命について	114
議案第62号	西予市農業委員会委員の任命について	115
議案第63号	西予市農業委員会委員の任命について	116
議案第64号	西予市農業委員会委員の任命について	117
議案第65号	西予市農業委員会委員の任命について	118
議案第66号	西予市農業委員会委員の任命について	119
議案第67号	西予市農業委員会委員の任命について	120
議案第68号	西予市農業委員会委員の任命について	121
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	122
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	123
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	124
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	125
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	126
諮問第6号	人権擁護委員候補者の推薦について	127
諮問第7号	人権擁護委員候補者の推薦について	128

議案第6号

財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 貸付する財産の表示 | 別紙のとおり |
| 2 貸付期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日 |
| 3 貸付目的 | 地域経済の活性化事業施設として利用 |
| 4 貸付の相手方 | 西予市明浜町狩浜3番耕地134番地
株式会社 地域法人無茶々園
代表取締役 大津 清次 |

提案理由

農産物集出荷施設等を地域経済の活性化及び交流人口の拡大拠点として有効活用するため、無償貸付するものである。

別紙

貸付する財産の表示

1 建物

所在	用途	種類	構造	床面積(m ²)
西予市明浜町狩浜 3番耕地1473番地	農産物集出荷施設	集出荷場	鉄筋コンクリート 造 一部2階建	400.32
	農林漁業体 験実習館	実習施設		300.00

※ 2施設は合築

2 土地

所在	地目	地積(m ²)
西予市明浜町狩浜3番耕地1473番地	雑種地	1,770
西予市明浜町狩浜3番耕地1473番地3	雑種地	670
西予市明浜町狩浜3番耕地1477番地1	雑種地	78
西予市明浜町狩浜3番耕地1477番地3	雑種地	157
西予市明浜町狩浜3番耕地1477番地5	雑種地	655

3 附属する設備・備品 一式

議案第7号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(西予市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号、第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(西予市港湾管理条例の一部改正)

第2条 西予市港湾管理条例(平成16年西予市条例第232号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(西予市消防団条例の一部改正)

第3条 西予市消防団条例(平成16年西予市条例第252号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

(西予市個人情報保護法施行条例の一部改正)

第4条 西予市個人情報保護法施行条例(令和5年西予市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を

同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

議案第8号

西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

国の人事院及び愛媛県人事委員会の勧告に準じ、本市職員の給与等を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

西予市職員の給与に関する条例(平成16年西予市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「規程」を「規定」に改める。

第6条の4を削る。

第7条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」」を「第3項において「扶養親族たる父母等」」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第8条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第9条第2項第1号中「該当」を「相当」に改め、同号ただし書及び同項第3号中「7万8,000円」を「15万円」に改め、同条第3項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第3項第2号中「規程」を「規定」に改め、同条第4項中「他の地方公共団体の職員、国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける者に限る。)又は市の事務若しくは事業と密接な関連があると認められる公共的機関で規則で定めるものに使用される者(以下「他の地方公共団体の職員等」という。)であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の

改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削る。

第9条の2第3項中「他の地方公共団体の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「、前項」を「、同項」に、「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して市長が規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第19条の5第1項中「第8条、」を削り、同条第2項中「第4条第6項」を「第4条第4項」に改め、「、第8条、第8条の3」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

(単位：円)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月 額						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	184,601	231,380	266,891	300,592	323,227	357,331	410,749
	2	185,707	232,889	267,897	302,101	325,038	359,041	412,661
	3	186,914	234,398	268,903	303,610	326,849	360,651	414,572
	4	188,021	235,907	269,909	305,019	328,559	362,260	416,383
	5	189,128	237,416	270,915	306,427	330,269	363,870	418,194
	6	190,838	238,925	271,921	307,534	331,980	365,681	420,005
	7	192,447	240,434	272,927	308,540	333,690	367,190	421,815
	8	194,057	241,943	273,933	309,747	335,400	368,799	423,626
	9	195,667	243,452	274,939	310,954	337,010	370,208	425,236
	10	197,377	244,860	275,945	312,564	338,720	371,817	426,745

11	198, 986	246, 268	276, 951	314, 173	340, 430	373, 427	428, 254
12	200, 596	247, 677	278, 058	315, 783	342, 040	374, 936	429, 763
13	202, 206	248, 884	279, 064	317, 292	343, 549	376, 847	431, 272
14	203, 916	250, 091	280, 372	318, 902	345, 158	378, 759	432, 580
15	205, 626	251, 298	281, 680	320, 511	346, 768	380, 670	433, 887
16	207, 336	252, 506	282, 887	322, 121	348, 277	382, 481	435, 095
17	208, 644	253, 612	284, 195	323, 630	349, 685	383, 990	436, 302
18	210, 254	254, 719	285, 502	325, 340	351, 395	385, 801	437, 610
19	211, 863	255, 825	286, 710	326, 950	353, 005	387, 511	438, 917
20	213, 372	256, 932	287, 917	328, 559	354, 615	389, 120	440, 125
21	214, 881	257, 938	289, 023	329, 968	355, 822	390, 831	441, 332
22	216, 491	258, 944	290, 231	331, 678	357, 331	392, 239	442, 137
23	218, 100	259, 950	291, 538	333, 388	358, 840	393, 647	442, 941
24	219, 710	260, 956	292, 846	334, 998	360, 349	395, 056	443, 746
25	221, 320	261, 962	294, 154	336, 205	362, 059	396, 464	444, 350
26	223, 030	262, 867	295, 160	338, 116	363, 870	397, 671	444, 953
27	224, 338	263, 773	296, 166	339, 826	365, 580	398, 879	445, 557
28	225, 645	264, 678	297, 273	341, 436	367, 290	399, 885	446, 161
29	226, 953	265, 483	298, 379	342, 945	368, 699	400, 991	446, 865
30	228, 060	266, 288	299, 586	344, 555	370, 006	402, 198	447, 670
31	229, 166	267, 093	300, 693	346, 164	371, 214	403, 305	448, 072
32	230, 273	267, 897	301, 900	347, 774	372, 622	404, 412	448, 776
33	231, 380	268, 602	303, 107	349, 484	373, 729	405, 116	449, 279
34	232, 486	269, 406	304, 415	351, 295	374, 634	405, 820	449, 682
35	233, 593	270, 211	305, 723	353, 106	375, 640	406, 524	450, 084
36	234, 699	270, 915	307, 031	354, 916	376, 747	407, 228	450, 486
37	235, 806	271, 620	308, 339	356, 425	377, 551	407, 832	450, 889
38	236, 812	272, 424	309, 646	357, 834	378, 457	408, 436	451, 291
39	237, 818	273, 229	310, 954	359, 242	379, 362	408, 939	451, 694
40	238, 723	273, 933	312, 262	360, 651	380, 167	409, 341	451, 995
41	239, 629	274, 638	313, 570	362, 160	380, 972	409, 743	452, 297
42	240, 534	275, 442	314, 878	362, 964	381, 777	409, 945	452, 700
43	241, 339	276, 247	316, 185	363, 970	382, 581	410, 246	453, 001
44	242, 144	276, 951	317, 292	364, 976	383, 286	410, 548	453, 303

45	242, 848	277, 656	318, 197	365, 882	383, 990	410, 850	453, 605
46	243, 452	278, 360	319, 505	366, 988	384, 694	411, 152	
47	244, 055	279, 064	320, 813	367, 894	385, 398	411, 454	
48	244, 659	279, 768	322, 121	368, 900	386, 102	411, 755	
49	245, 262	280, 472	323, 328	369, 805	386, 605	411, 957	
50	245, 866	281, 177	324, 636	370, 509	387, 209	412, 258	
51	246, 470	281, 881	325, 843	371, 214	387, 813	412, 560	
52	246, 973	282, 585	327, 050	371, 817	388, 517	412, 862	
53	247, 476	283, 189	328, 358	372, 220	388, 919	413, 063	
54	247, 878	283, 893	329, 465	372, 823	389, 523	413, 365	
55	248, 180	284, 496	330, 571	373, 527	390, 126	413, 667	
56	248, 482	285, 201	331, 678	374, 232	390, 629	413, 969	
57	248, 783	285, 804	332, 382	374, 533	391, 032	414, 170	
58	249, 085	286, 508	333, 287	375, 238	391, 635	414, 472	
59	249, 387	287, 112	333, 992	375, 942	392, 239	414, 773	
60	249, 689	287, 816	334, 796	376, 545	392, 742	414, 975	
61	249, 991	288, 420	335, 601	376, 847	393, 144	415, 176	
62	250, 292	289, 124	336, 004	377, 350	393, 647	415, 478	
63	250, 594	289, 728	336, 607	377, 954	394, 150	415, 779	
64	250, 896	290, 231	337, 311	378, 557	394, 754	415, 981	
65	251, 198	290, 734	338, 116	378, 859	395, 056	416, 182	
66	251, 500	291, 337	338, 820	379, 463	395, 458	416, 484	
67	251, 801	291, 840	339, 525	380, 167	395, 861	416, 785	
68	252, 103	292, 444	340, 128	380, 771	396, 263	416, 987	
69	252, 405	292, 947	340, 631	381, 173	396, 565	417, 188	
70	252, 707	293, 450	341, 235	381, 676	396, 867	417, 490	
71	253, 009	294, 053	341, 738	382, 280	397, 168	417, 791	
72	253, 310	294, 657	342, 341	382, 783	397, 370	417, 993	
73	253, 612	295, 160	342, 643	383, 286	397, 571	418, 194	
74	253, 914	295, 663	343, 146	383, 889	397, 873		
75	254, 216	296, 065	343, 549	384, 392	398, 174		
76	254, 518	296, 367	343, 951	384, 694	398, 376		
77	254, 819	296, 568	344, 353	385, 096	398, 577		
78	255, 121	296, 870	344, 856	385, 599	398, 879		

79	255, 423	297, 071	345, 359	386, 002	399, 180
80	255, 725	297, 373	345, 862	386, 404	399, 382
81	256, 027	297, 574	346, 164	386, 807	399, 583
82	256, 328	297, 776	346, 567	387, 310	399, 885
83	256, 630	298, 077	346, 969	387, 712	400, 186
84	256, 932	298, 279	347, 371	388, 114	400, 388
85	257, 234	298, 580	347, 673	388, 416	400, 589
86	257, 536	298, 882	348, 076	388, 919	
87	257, 837	299, 184	348, 478	389, 322	
88	258, 139	299, 486	348, 880	389, 724	
89	258, 441	299, 788	349, 082	390, 026	
90	258, 743	300, 089	349, 484	390, 529	
91	259, 045	300, 391	349, 886	390, 931	
92	259, 346	300, 794	350, 289	391, 334	
93	259, 648	300, 995	350, 490	391, 635	
94		301, 196	350, 892		
95		301, 498	351, 295		
96		301, 900	351, 597		
97		302, 101	351, 898		
98		302, 403	352, 301		
99		302, 806	352, 703		
100		303, 208	353, 106		
101		303, 409	353, 609		
102		303, 711	354, 011		
103		304, 013	354, 413		
104		304, 315	354, 816		
105		304, 516	355, 319		
106		304, 818	355, 721		
107		305, 119	356, 023		
108		305, 421	356, 325		
109		305, 622	356, 828		
110		306, 025			
111		306, 427			
112		306, 729			

	113		306,930					
	114		307,131					
	115		307,433					
	116		307,836					
	117		308,037					
	118		308,238					
	119		308,540					
	120		308,842					
	121		309,244					
	122		309,445					
	123		309,747					
	124		310,049					
	125		310,351					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,152	220,817	261,560	281,378	296,669	322,523	364,876

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2(第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

(単位：円)

職員の区分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員			円	円	円	円
	1	293,148	402,701	457,830	553,098	
	2	295,462	405,418	459,842	559,235	
	3	297,776	408,033	461,754	564,567	
	4	299,989	410,548	463,665	569,496	
	5	302,101	412,963	465,073	573,923	
	6	305,622	415,176	466,884	578,248	
7	309,143	417,288	468,695	581,870		

8	312,564	419,401	470,506	584,888
9	315,984	421,514	472,317	587,403
10	319,505	423,023	474,127	589,717
11	322,926	424,532	475,938	
12	326,346	426,041	477,749	
13	329,766	427,449	479,560	
14	333,287	428,958	481,371	
15	336,708	430,467	483,181	
16	340,128	431,875	484,992	
17	343,549	433,284	486,803	
18	346,667	434,793	488,714	
19	349,786	436,302	490,626	
20	352,904	437,710	492,537	
21	356,124	439,119	494,449	
22	359,242	440,628	496,159	
23	362,361	442,137	497,970	
24	365,379	443,545	499,780	
25	368,397	444,953	501,390	
26	370,711	446,362	503,201	
27	373,024	447,770	505,012	
28	375,238	449,179	506,621	
29	377,149	450,587	508,030	
30	378,859	451,995	509,740	
31	380,569	453,404	511,551	
32	382,380	454,812	513,261	
33	384,191	456,221	514,770	
34	386,002	457,629	516,078	
35	387,611	459,037	517,385	
36	389,020	460,446	518,693	
37	390,428	461,854	519,699	
38	391,937	463,564	521,007	
39	393,446	465,174	522,315	
40	394,955	466,784	523,623	
41	396,464	468,393	524,629	

42	397, 168	469, 600	525, 433
43	397, 772	470, 808	526, 238
44	398, 476	471, 914	527, 043
45	399, 382	472, 920	527, 948
46	399, 985	473, 926	528, 753
47	400, 589	474, 832	529, 558
48	401, 192	475, 636	530, 262
49	401, 796	476, 341	531, 067
50	402, 299	477, 045	531, 872
51	402, 802	477, 749	532, 576
52	403, 305	478, 353	533, 481
53	403, 808	479, 057	534, 387
54	404, 210	479, 761	535, 192
55	404, 613	480, 365	536, 097
56	405, 015	480, 968	537, 002
57	405, 418	481, 270	537, 807
58	405, 820	481, 874	538, 713
59	406, 222	482, 578	539, 618
60	406, 625	483, 282	540, 322
61	407, 027	483, 684	541, 127
62	407, 430	484, 288	542, 032
63	407, 832	484, 992	542, 938
64	408, 234	485, 696	543, 843
65	408, 536	486, 099	544, 648
66		486, 702	545, 553
67		487, 306	546, 459
68		487, 809	547, 364
69		488, 312	548, 169
70		488, 815	549, 074
71		489, 318	549, 980
72		489, 821	550, 885
73		490, 223	551, 690
74		490, 726	
75		491, 129	

	76		491,632		
	77		492,135		
	78		492,738		
	79		493,342		
	80		493,744		
	81		494,247		
	82		494,851		
	83		495,455		
	84		495,958		
	85		496,461		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		303,510	346,466	401,897	476,139

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する医師及び歯科医師で、市長が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

(単位：円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	189,731	228,764	264,578	283,490	316,890
	2	191,844	230,072	265,382	284,295	318,298
	3	193,956	231,380	266,187	285,100	319,706
	4	196,069	232,687	266,992	285,804	321,115
	5	198,081	233,895	267,797	286,508	322,523
	6	200,093	235,001	268,602	287,213	324,133
	7	202,105	236,007	269,406	287,917	325,642
	8	203,916	237,013	270,211	288,722	327,151
	9	205,727	238,120	271,016	289,526	328,660
	10	207,638	239,327	271,821	290,331	330,269
	11	209,549	240,635	272,626	291,136	331,778
12	211,662	241,943	273,430	291,840	333,287	

13	213, 372	243, 250	274, 235	292, 544	334, 796
14	215, 384	244, 558	275, 040	293, 651	336, 406
15	217, 597	245, 866	275, 845	294, 758	337, 915
16	219, 710	247, 073	276, 650	295, 965	339, 424
17	221, 823	248, 280	277, 454	297, 172	340, 933
18	222, 929	249, 488	278, 259	298, 379	342, 543
19	224, 036	250, 695	279, 064	299, 586	344, 152
20	225, 142	251, 902	279, 869	300, 794	345, 661
21	226, 249	253, 009	280, 674	302, 001	346, 969
22	227, 154	253, 914	281, 579	303, 208	348, 478
23	228, 060	254, 719	282, 484	304, 415	349, 987
24	228, 965	255, 524	283, 289	305, 622	351, 496
25	229, 871	256, 328	284, 094	306, 830	353, 005
26	230, 776	257, 133	284, 999	308, 037	354, 514
27	231, 681	257, 938	285, 905	309, 143	356, 023
28	232, 587	258, 743	286, 710	310, 351	357, 431
29	233, 492	259, 548	287, 514	311, 658	358, 840
30	234, 398	260, 352	288, 621	312, 866	360, 449
31	235, 303	261, 157	289, 627	314, 073	361, 958
32	236, 208	261, 962	290, 633	315, 280	363, 467
33	237, 013	262, 767	291, 639	316, 487	364, 675
34	237, 818	263, 572	292, 746	317, 594	365, 781
35	238, 623	264, 276	293, 752	318, 801	366, 988
36	239, 428	265, 081	294, 758	320, 008	368, 095
37	240, 232	265, 986	295, 764	321, 215	369, 101
38	241, 037	266, 791	296, 770	322, 523	369, 906
39	241, 842	267, 596	297, 776	323, 831	370, 912
40	242, 647	268, 400	298, 782	325, 038	372, 018
41	243, 250	269, 205	299, 788	325, 944	373, 024
42	243, 854	270, 010	300, 995	327, 151	374, 030
43	244, 458	270, 815	302, 101	328, 358	375, 036
44	244, 961	271, 620	303, 208	329, 565	375, 942
45	245, 464	272, 324	304, 315	330, 672	376, 747
46	246, 067	273, 129	305, 421	331, 678	377, 551

47	246, 570	273, 933	306, 528	332, 684	378, 457
48	246, 973	274, 738	307, 634	333, 589	379, 262
49	247, 375	275, 442	308, 741	334, 495	379, 765
50	247, 878	276, 247	309, 848	335, 501	380, 569
51	248, 381	276, 951	310, 954	336, 507	381, 374
52	248, 884	277, 656	312, 061	337, 412	382, 179
53	249, 186	278, 360	313, 067	337, 915	382, 581
54	249, 488	279, 064	314, 073	338, 820	383, 286
55	249, 789	279, 768	315, 079	339, 525	383, 990
56	250, 091	280, 472	316, 085	340, 430	384, 593
57	250, 393	281, 177	317, 091	341, 134	384, 996
58	250, 695	281, 881	318, 097	341, 436	385, 499
59	250, 997	282, 585	319, 103	341, 939	386, 102
60	251, 298	283, 189	320, 008	342, 543	386, 706
61	251, 600	283, 792	320, 914	343, 146	387, 108
62	251, 902	284, 496	321, 718	343, 850	387, 611
63	252, 204	285, 201	322, 423	344, 555	388, 114
64	252, 506	285, 804	323, 127	345, 158	388, 617
65	252, 807	286, 408	323, 730	345, 862	389, 221
66	253, 109	287, 112	324, 435	346, 365	389, 724
67	253, 411	287, 816	325, 038	346, 969	390, 328
68	253, 713	288, 420	325, 642	347, 573	390, 931
69	254, 015	289, 023	326, 245	347, 874	391, 434
70	254, 316	289, 728	326, 447	348, 478	391, 937
71	254, 618	290, 432	326, 950	348, 981	392, 440
72	254, 819	291, 035	327, 453	349, 484	392, 943
73	255, 021	291, 639	328, 056	349, 987	393, 245
74	255, 322	292, 142	328, 559	350, 490	393, 748
75	255, 624	292, 544	329, 062	350, 993	394, 150
76	255, 825	292, 947	329, 465	351, 395	394, 553
77	256, 027	293, 349	330, 068	351, 697	394, 955
78	256, 328	293, 651	330, 571	351, 999	395, 458
79	256, 630	293, 953	330, 974	352, 200	395, 861
80	256, 831	294, 255	331, 477	352, 502	396, 263

81	257,033	294,556	331,980	353,005	396,665	
82	257,334	294,858	332,382	353,307	397,168	
83	257,636	295,160	332,583	353,609	397,571	
84	257,837	295,462	332,885	353,910	397,973	
85	258,039	295,663	333,287	354,313	398,376	
86		295,864	333,690	354,615		
87		296,065	333,992	354,916		
88		296,267	334,293	355,218		
89		296,669	334,595	355,621		
90		296,870	334,796	355,922		
91		297,071	335,199	356,224		
92		297,273	335,501	356,526		
93		297,675	335,702	356,828		
94		297,876	336,004	357,230		
95		298,077	336,305	357,633		
96		298,379	336,607	358,035		
97		298,681	336,808	358,538		
98		298,882	337,110	358,940		
99		299,083	337,412	359,343		
100		299,385	337,613	359,745		
101		299,687	337,814	360,248		
102		299,888	338,016			
103		300,089	338,418			
104		300,391	338,619			
105		300,693	338,820			
106			339,223			
107			339,625			
108			340,028			
109			340,229			
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額 円 194,158	基準給料 月額 円 220,917	基準給料 月額 円 249,588	基準給料 月額 円 263,270	基準給料 月額 円 289,023

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する薬剤師、栄養士、その他の職員

で市長が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(三)

(単位：円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	208,946	242,043	283,490	296,971	321,215
	2	210,857	244,256	283,993	297,574	322,221
	3	212,668	246,470	284,496	298,178	323,227
	4	214,378	248,683	284,999	298,681	324,233
	5	216,088	250,896	285,502	299,184	325,239
	6	218,000	251,902	286,005	299,788	326,447
	7	219,811	252,807	286,508	300,391	327,654
	8	221,521	253,713	287,011	300,894	328,861
	9	223,231	254,618	287,514	301,397	329,968
	10	225,243	255,825	288,017	302,001	331,175
	11	227,154	256,932	288,520	302,604	332,281
	12	229,066	257,837	289,023	303,107	333,388
	13	230,977	258,642	289,526	303,610	334,495
	14	232,989	259,346	290,029	304,315	335,702
	15	235,001	260,051	290,532	305,019	336,808
	16	237,013	260,956	291,035	305,723	337,915
	17	239,025	262,063	291,538	306,427	339,022
	18	241,037	263,169	292,041	307,333	340,229
	19	243,150	264,276	292,544	308,238	341,335
	20	245,162	265,382	293,047	309,143	342,442
	21	247,073	266,489	293,550	309,948	343,549
	22	248,280	267,596	294,053	310,854	344,756
	23	249,488	268,702	294,556	311,759	345,862
	24	250,594	269,809	295,059	312,664	346,969
	25	251,701	270,815	295,562	313,469	348,076
	26	252,606	271,921	296,166	314,375	349,383
27	253,512	273,028	296,971	315,280	350,691	

28	254,417	274,034	297,776	316,185	351,999
29	255,222	275,040	298,480	316,990	353,206
30	256,027	275,744	299,285	318,097	354,715
31	256,731	276,448	300,089	319,203	356,224
32	257,435	277,153	300,894	320,310	357,733
33	258,240	277,857	301,598	321,417	358,940
34	259,045	278,460	302,403	322,523	360,449
35	259,849	278,963	303,208	323,630	361,858
36	260,554	279,466	303,912	324,736	363,266
37	261,258	279,969	304,717	325,843	364,675
38	262,163	280,573	305,522	327,050	365,681
39	263,069	281,076	306,327	328,157	367,089
40	263,873	281,579	307,131	329,263	368,397
41	264,678	281,981	307,836	330,068	369,705
42	265,584	282,484	308,842	331,175	371,113
43	266,388	282,987	309,848	332,281	372,421
44	267,193	283,490	310,753	333,287	373,729
45	267,998	283,993	311,658	334,293	375,238
46	268,702	284,496	312,664	335,299	376,445
47	269,406	284,999	313,670	336,305	377,551
48	270,010	285,502	314,576	337,311	378,759
49	270,614	286,005	315,481	338,519	379,865
50	271,117	286,508	316,487	339,826	380,771
51	271,620	287,011	317,493	341,034	381,777
52	272,022	287,514	318,499	342,241	382,682
53	272,424	288,017	319,304	343,146	383,286
54	272,927	288,520	320,310	344,353	384,090
55	273,430	289,023	321,316	345,460	384,895
56	273,833	289,526	322,221	346,768	385,700
57	274,235	290,029	323,127	347,774	386,404
58	274,638	290,834	324,133	348,679	387,108
59	275,040	291,639	325,139	349,786	387,813
60	275,442	292,343	326,044	350,993	388,416
61	275,845	293,047	326,950	352,100	389,020

62	276, 247	293, 953	328, 157	353, 307	389, 623
63	276, 650	294, 858	329, 364	354, 514	390, 328
64	277, 052	295, 663	330, 571	355, 520	390, 931
65	277, 454	296, 468	331, 275	356, 526	391, 635
66	277, 857	297, 373	332, 382	357, 532	392, 138
67	278, 259	298, 178	333, 489	358, 639	392, 742
68	278, 662	298, 983	334, 394	359, 745	393, 245
69	279, 064	299, 788	335, 501	360, 550	393, 647
70	279, 567	300, 693	336, 205	361, 657	394, 251
71	280, 070	301, 598	337, 311	362, 763	394, 754
72	280, 472	302, 504	338, 418	363, 769	395, 056
73	280, 875	303, 409	339, 525	364, 473	395, 358
74	281, 478	304, 315	340, 732	365, 278	395, 861
75	282, 082	305, 220	341, 838	366, 083	396, 263
76	282, 585	306, 125	342, 945	366, 787	396, 565
77	283, 088	306, 930	344, 052	367, 391	396, 867
78	283, 692	307, 936	345, 158	367, 894	397, 370
79	284, 295	308, 942	346, 164	368, 397	397, 873
80	284, 798	309, 848	347, 271	368, 900	398, 275
81	285, 301	310, 351	348, 176	369, 503	398, 577
82	285, 804	311, 256	349, 182	370, 006	398, 979
83	286, 307	312, 161	350, 088	370, 509	399, 482
84	286, 810	312, 966	351, 094	371, 012	399, 885
85	287, 313	313, 771	351, 999	371, 415	400, 287
86	287, 816	314, 777	352, 804	371, 817	400, 689
87	288, 319	315, 783	353, 609	372, 421	401, 192
88	288, 822	316, 789	354, 413	372, 924	401, 595
89	289, 325	317, 694	355, 017	373, 226	401, 997
90	289, 828	318, 801	355, 621	373, 729	402, 400
91	290, 331	319, 807	356, 224	374, 131	402, 903
92	290, 834	320, 813	356, 828	374, 433	403, 305
93	291, 337	321, 618	357, 230	375, 036	403, 707
94	291, 941	322, 322	357, 633	375, 539	
95	292, 544	323, 026	358, 136	376, 042	

96	293, 148	323, 630	358, 538	376, 545
97	293, 752	324, 133	359, 041	377, 149
98	294, 255	324, 435	359, 443	377, 652
99	294, 758	325, 038	359, 946	378, 155
100	295, 261	325, 642	360, 349	378, 557
101	295, 764	326, 044	360, 651	379, 161
102	296, 267	326, 648	361, 154	379, 664
103	296, 770	327, 251	361, 556	380, 167
104	297, 172	327, 754	361, 858	380, 670
105	297, 574	328, 157	362, 260	381, 274
106	298, 077	328, 660	362, 763	381, 676
107	298, 580	329, 163	363, 266	382, 179
108	298, 882	329, 666	363, 769	382, 682
109	299, 083	330, 068	364, 272	383, 286
110	299, 385	330, 471	364, 775	
111	299, 586	330, 772	365, 278	
112	299, 888	331, 074	365, 681	
113	300, 190	331, 376	366, 083	
114	300, 391	331, 778	366, 485	
115	300, 693	332, 080	366, 988	
116	300, 894	332, 382	367, 491	
117	301, 196	332, 583	367, 894	
118	301, 498	332, 885	368, 397	
119	301, 800	333, 187	368, 900	
120	302, 101	333, 388	369, 403	
121	302, 403	333, 589	369, 705	
122	302, 806	333, 891		
123	303, 107	334, 193		
124	303, 409	334, 495		
125	303, 610	334, 696		
126	303, 812	334, 998		
127	304, 113	335, 400		
128	304, 516	335, 601		
129	304, 717	335, 802		

130	305, 019	336, 004
131	305, 421	336, 406
132	305, 824	336, 607
133	306, 025	336, 909
134	306, 327	337, 311
135	306, 628	337, 714
136	306, 930	338, 116
137	307, 131	338, 418
138	307, 433	338, 820
139	307, 735	339, 223
140	308, 037	339, 625
141	308, 238	339, 927
142	308, 640	340, 329
143	309, 043	340, 631
144	309, 345	341, 034
145	309, 546	341, 335
146	309, 747	341, 738
147	310, 049	342, 140
148	310, 451	342, 543
149	310, 652	342, 844
150	310, 854	343, 247
151	311, 155	343, 649
152	311, 457	344, 052
153	311, 860	344, 353
154	312, 061	
155	312, 262	
156	312, 564	
157	312, 866	
158	313, 167	
159	313, 469	
160	313, 771	
161	314, 173	
162	314, 475	
163	314, 777	

	164	315,079				
	165	315,481				
	166	315,783				
	167	316,085				
	168	316,387				
	169	316,789				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 241,138	円 261,761	円 269,105	円 279,567	円 296,065

備考 この表は、保健センター及び病院等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で市長が定めるものに適用する。

別表第3のアの表中「教諭」を「保育教諭」に改め、「主任保育士」の次に「主幹保育教諭」を加える。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において西予市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。
(切替日前の異動者の号給の調整)
- 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を
含む。)

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」
とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については、3,000円とする」
とする。

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後
の給与条例第8条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職
手当及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に
応じて、100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額と
する。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

- 6 改正後の給与条例第9条第4項及び第9条の2第3項の規定は、切替日前
に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(その他の経過措置の規則への委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必
要な経過措置は、規則で定める。

(西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 8 西予市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年西予市条例第
29号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第8条、」を削り、同条第3項中「任期付を」を「任期を」
に改める。

附則別表 号給の切替表(附則第2項関係)

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1

9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25

42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	

75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			
101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

イ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1

24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6

57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	

90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ウ 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13

22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46

55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79

88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

エ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1

4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28

37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61

70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	86
95	91	91	87
96	92	92	88
97	93	93	89
98	94	94	90
99	95	95	91
100	96	96	92
101	97	97	93
102	98	98	

103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

議案第9号

西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例制定について

西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市民病院等の指定管理者制度移行に伴い、本市職員への支給の見込みがない初任給調整手当の支給要件を削除するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

西予市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年西予市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(初任給調整手当)

第15条 給与条例別表第1に規定する行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が規則で定めるものに新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員には、月額9,000円の範囲内の額を、採用の日から市長が規則で定める期間、初任給調整手当として支給する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第20条において準用する改正後の第15条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた報酬については、なお従前の例による。

議案第10号

西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例制定について

西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

国の人事院及び愛媛県人事委員会の勧告並びに西予市民病院等の指定管理者
制度移行に伴い、本市職員に支給する手当の種類等を改定するため、本条例の
一部を改正するものである。

西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例

西予市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年西予市条例第54号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第22条の4第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第4条の2を削る。

第6条第2号を次のように改める。

(2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(有料の職員用宿舍その他市長が定める住宅を除く。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの

第19条中「及び法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条及び第13条の2の規定は、法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

第20条第1項中「単純な労務に雇用されるもの」を「技能労務職員」に改め、同条第2項中「、初任給調整手当」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係する 2 条例の一部を改正するものである。

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成16年西予市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第17条第1項中「規則で定める者」の次に「(第18条の2第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(西予市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 西予市職員の育児休業等に関する条例(平成16年西予市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(西予市勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第12号

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年西予市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第6号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第13号

西予市肱川河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例制定について

西予市肱川河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

公園の施設として管理棟を設置することに伴い、関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市肱川河川沿い復興公園条例の一部を改正する条例

西予市肱川河川沿い復興公園条例(令和5年西予市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「位置」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する公園の施設として、管理棟を設置する。

第15条を第16条とする。

第14条中「第5条」を「第6条」に、「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に、「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「第12条」を「第13条」に改め、同条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「第5条第1項又は第3項」を「第6条第1項若しくは第3項又は第5項」に改め、同条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条に次の1項を加える。

5 管理棟を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。
(管理棟の利用時間及び休棟日)

第4条 管理棟の利用時間及び休棟日は、規則に定めるところによる。ただし、指定管理者が必要があると認め、市長の承認を得たときは、これを変更することができる。

別表中「第9条」を「第10条」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第10条関係)

施設名	区分	単位	使用料(円)
管理棟	会議室・研修室	1時間あたり	300
	調理室	1時間あたり	250

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第14号

西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について

西予市営プール条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市宝泉坊プールを廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市営プール条例の一部を改正する条例

西予市営プール条例(平成16年西予市条例第128号)の一部を次のように改正する。

第2条の表西予市宝泉坊プールの項を削る。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

区分	使用料(円)
大人(高校生以上)	120
中学生	70
小学生以下	50

備考 利用時間は、1回当たり2時間までとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第15号

西予市育英会設置条例の一部を改正する条例制定について

西予市育英会設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

宇和高等学校三瓶分校の閉校に伴い、西予市育英会の役職員構成等を変更するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市育英会設置条例の一部を改正する条例

西予市育英会設置条例(平成16年西予市条例第105号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1人」、「10人」及び「2人」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第16号

西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例制定について

西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市青少年補導センターの移転に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例

西予市青少年補導センター条例の一部を改正する条例(平成16年西予市条例第121号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「西予市宇和町卯之町三丁目439番地1」を「西予市宇和町卯之町三丁目434番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第17号

西予市文化財保護条例の全部改正について

西予市文化財保護条例の全部を別紙のとおり改正する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

登録制度導入や選定保存技術の追加など文化財保護法改正へ対応し、文化財保護行政推進の基盤を整備するため、条例の全部を改正するものである。

西予市文化財保護条例

西予市文化財保護条例(平成16年西予市条例第131号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 西予市文化財保護審議会(第5条～第9条)
- 第3章 市指定有形文化財(第10条～第25条)
- 第4章 市指定無形文化財(第26条～第31条)
- 第5章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財(第32条～第38条)
- 第6章 市指定史跡名勝天然記念物(第39条～第45条)
- 第7章 市選定保存技術(第46条～第51条)
- 第8章 市登録文化財(第52条～第58条)
- 第9章 補則(第59条)
- 第10章 罰則(第60条～第62条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法及び愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号。以下「県条例」という。)の規定により指定された文化財以外の文化財で、西予市(以下「市」という。)の区域内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)
- (2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)
- (3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の

生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

- (4) 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 西予市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(所有者等の心構え)

第4条 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけ公開する等その文化的活用努めなければならない。

第2章 西予市文化財保護審議会

(設置)

第5条 法第190条第1項の規定に基づき、教育委員会に西予市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第6条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第7条 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第8条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員が職務のために要する経費は、弁償する。

第3章 市指定有形文化財

(指定)

第10条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財のうち、市にとって重要なものを西予市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を教育委員会が告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定により指定をしたときは、教育委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第11条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 市指定有形文化財について法又は県条例の規定による指定があったときは、市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 教育委員会から市指定有形文化財の指定の解除通知を受けた所有者は、速やかに、市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。
(所有者の管理義務及び管理責任者)

第12条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づいて定める教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。
(所有者の変更等)

第13条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新たに所有者等となった者(以下「新所有者」という。)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
(滅失、毀損等)

第14条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者。次条において同じ。)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
(所在の変更)

第15条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則の定める場合は、この限りでない。
(管理又は修理の補助)

第16条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として

管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第17条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し、条例、規則又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 交付を受けた補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第18条 市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し、必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいて講ずる措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、第16条第2項及び前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第19条 市が修理又は管理に関し必要な措置(以下この条において「修理等」という。)につき第16条第1項の規定により補助金を交付し、又は前条第3項の規定により費用を負担した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の合計額から当該修理等が行われた後、当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の合計額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した市指定有形文化財につき教育委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余

の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更等の制限)

第20条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 3 第1項の許可を受けた者が、前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第2項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第21条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、所有者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第16条第1項の規定による補助金の交付を受け、又は第18条第2項の規定による勧告若しくは前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第22条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため当該市指定有形文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。
- 3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市

の負担とすることができる。

- 4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。
- 5 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は毀損したときは、市は所有者に対し、通常生ずべき損害を補償する。ただし、所有者の責に帰すべき事由によって滅失し、又は毀損した場合は、この限りでない。

第23条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第15条の規定による届出があった場合には、前条第6項の規定を準用する。

(調査)

第24条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき調査を行い、又は報告を求めることができる。

- 2 前項の調査を行う場合は、当該市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)の同意を得なければならない。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第25条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

- 2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第4章 市指定無形文化財

(指定)

第26条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財のうち、市にとって重要なものを西予市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体(市指定無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、教育委員

会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- 4 第1項の規定による指定又は第2項による認定は、その旨を教育委員会が告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行う。
- 5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第3項及び第4項の規定を準用する。

(解除)

第27条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を教育委員会が告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知して行う。
- 5 市指定無形文化財について法又は県条例の規定による指定があつたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとして、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第28条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他教育委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の

所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者(保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者)について、同様とする。

(保存)

第29条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について自ら記録の作成その他保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(公開)

第30条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による市指定無形文化財の公開については、第22条の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費について、市は、その一部を予算の範囲内で補助することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第31条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財

(指定)

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを西予市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財のうち市にとって重要なものを西予市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には第10条第2項から第6項までの規定を、前項の規定による市指定無形民俗文化財の指定には第26条第3項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、教育委員会がその旨を告示して行う。

(解除)

第33条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第11条第2項及び第5項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除には、第27条第3項の規定を準用する。

- 4 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の解除は、その旨を告示して行う。

- 5 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について法又は県条例の規定による指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

- 6 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第11条第4項及び第5項の規定を準用する。

- 7 第5項の場合の市指定無形文化財の指定の解除については、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第34条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第35条 第12条から第15条まで及び第22条から第25条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第36条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第37条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の場合には、第30条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第38条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第6章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第39条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物のうち市にとって重要なものを西予市指定史跡、西予市指定名勝又は西予市指定天然記念物(以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第10条第2項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第40条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物について法又は県条例の規定による指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第1項の規定による指定の解除には第11条第2項の規定を、前項の場合には同条第4項の規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第41条 市指定史跡名勝天然記念物につき、所有者がいなく若しくは判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難又は不適當であることが明らかに認められる場合は、教育委員会は、適当な法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの含む。)を指定して当該市指定史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、指定しようとする法人に通知して行う。

4 第1項の規定による指定を受けた法人、社団その他のもの(以下「管理団体」という。)には、第12条第1項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第42条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、教育委員会が定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第43条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第44条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、教育委員会の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による許可を与える場合には、第20条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項で準用する第20条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けたものに対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第45条 第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第24条及び第25条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。ただし、第14条及び第24条中「(管理責任者がある場合は、その者)」とあるのは「(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)」と、第16条から第19条までのうち「所有者」とあるのは「所有者又は管理団体」と読み替えるものとする。

第7章 市選定保存技術

(選定)

第46条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもののうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを西予市選定保存技術(以下「市選定保存技術」という。)として選定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、当該市選定保存技術の保持者又は保存団体(当該市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含む。))で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 3 前項の規定による認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。
- 4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第26条第3項から第6項までの規定を準用する。

(解除)

第47条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体がその構成員の異動のため保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除は、第27条第3項及び第4項の規定を準用する。
- 4 市選定保存技術について法又は県条例の規定による選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。
- 5 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき(消滅したときを含む。以下この項において同じ。)、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全てが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第48条 保持者及び保存団体には、第28条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(保存)

第49条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、又は伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができるものとし、市は、保持者又は保存

団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第16条第2項及び第17条の規定を準用する。

(公開)

第50条 市選定保存技術の記録の所有者には、第37条の規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第51条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者若しくは保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 市登録文化財

(登録)

第52条 教育委員会は、本市の区域内に存する文化財のうちその文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを西予市登録文化財(以下「市登録文化財」という。)として登録簿に登録することができる。

2 市登録文化財の種別は、次のとおりとする。

(1) 西予市登録有形文化財(以下「市登録有形文化財」という。)

(2) 西予市登録無形文化財(以下「市登録無形文化財」という。)

(3) 西予市登録有形民俗文化財(以下「市登録有形民俗文化財」という。)

(4) 西予市登録無形民俗文化財(以下「市登録無形民俗文化財」という。)

(5) 西予市登録史跡、西予市登録名勝又は西予市登録天然記念物(以下「市登録史跡名勝天然記念物」と総称する。)

3 前項に規定する市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財又は市登録史跡名勝天然記念物(以下「市登録有形文化財等」と総称する。)の登録には、第10条第2項から第5項までの規定を準用する。

4 第2項の規定による市登録無形文化財の登録には、第26条第2項から第6項までの規定を準用する。

5 第2項の規定による市登録無形民俗文化財の登録には、第32条第3項の規定を準用する。

6 第3項の規定による登録をしたときは、教育委員会は、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

(登録の抹消)

第53条 市登録文化財が市登録文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。

- 2 市登録文化財について法の指定の規定、県条例の指定の規定若しくはこの条例の指定の規定による指定又は法の登録の規定による登録があったときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 3 第27条第2項及び第7項の規定は、市登録無形文化財について準用する。
- 4 第1項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消には第11条第2項の規定を、第2項の場合の市登録有形文化財等の登録の抹消には第11条第4項の規定を準用する。
- 5 第1項の規定による市登録無形文化財の登録の抹消には第27条第4項の規定を、第2項の場合の市登録無形文化財の登録の抹消には第27条第6項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定による市登録無形民俗文化財の登録の抹消には第33条第4項の規定を、第2項の場合の市登録無形民俗文化財の登録の抹消には第33条第7項の規定を準用する。
- 7 第4項で準用する第11条第2項で準用する第10条第4項の規定による市登録有形文化財等の登録の抹消の通知を受けたとき又は第4項で準用する第11条第4項の規定による通知を受けたときは、市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者は、速やかにこれらの文化財の登録証を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第54条 市登録有形文化財等の所有者は、この条例及びこれに基づいて定める教育委員会規則に従い、市登録有形文化財等を管理しなければならない。

- 2 市登録有形文化財等の所有者には、第12条第2項から第4項までの規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第55条 市登録有形文化財等に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該市登録有形文化財等の現状につき報告を求めることができる。

(助言)

第56条 教育委員会は、市登録文化財の保護上必要があると認めるときは、市

登録有形文化財等の所有者若しくは管理責任者、市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるもの又は市登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、これらの文化財の保存のために必要な助言をすることができる。

- 2 教育委員会は、市登録有形文化財若しくは市登録有形民俗文化財の所有者、市登録無形文化財の保持者若しくは保持団体又は市登録無形文化財若しくは市登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、これらの文化財又は記録の公開に関する助言をすることができる。

(準用規定)

第57条 第13条及び第14条の規定は、市登録有形文化財等について準用する。

- 2 第15条の規定は、市登録有形文化財及び市登録有形民俗文化財について準用する。

- 3 第28条の規定は、市登録無形文化財について準用する。

- 4 第43条の規定は、市登録史跡名勝天然記念物について準用する。

(登録証の引渡し)

第58条 市登録有形文化財又は市登録有形民俗文化財の所有者が変更となったときは、旧所有者は、これらの文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第9章 補則

(委任)

第59条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第10章 罰則

(刑罰)

第60条 市指定有形文化財を損壊し、毀棄し、又は隠匿した者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第61条 市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

第62条 第20条又は第44条の規定に違反して、教育委員会の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、市指定有形文化財若しくは市指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は教育委員会の現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の西予市文化財保護条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の西予市文化財保護条例(以下「改正後の条例」という。)の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第19条第3項の規定により委嘱された西予市文化財保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、施行の日において改正後の条例第7条第1項に規定する西予市文化財保護審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
(罰則に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第18号

西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
制定について

西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

一般廃棄物処理手数料のうち指定ごみ袋に係る手数料を改定するため、本条
例の一部を改正するものである。

西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

西予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成16年西予市条例第177号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「40円」を「54円」に、「30円」を「36円」に、「20円」を「24円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第19号

西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市城川帰楽苑を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

西予市火葬場設置及び管理条例(平成16年西予市条例第183号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中西予市城川帰楽苑の項を削る。

別表中葬儀の部を削り、同表表以外の部分中「※ 3 葬儀(和室・待合所)使用料は、帰楽苑のみとし、通夜で使用する場合も1日とする。」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第20号

西予市給水条例の一部を改正する条例制定について

西予市給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

馬地県条例水道の基本料金等を改定するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市給水条例の一部を改正する条例

西予市給水条例(平成16年西予市条例第239号)の一部を次のように改正する。
別表第1(2)簡易水道事業及び愛媛県条例水道等の部2野村町に属する地域の項中

「

馬地県条例水道	家事用	10m ³	440円	55円	を
---------	-----	------------------	------	-----	---

」

「

馬地県条例水道	家事用	10m ³	550円	66円	に改める。
---------	-----	------------------	------	-----	-------

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、令和7年4月分として徴収する料金から適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

議案第21号

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

西予市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成25年西予市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以

- 上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- 2 簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道(以下「簡易水道等」という。)に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」と、同項第11号中「3年以

上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの」とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校にお

いて修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 簡易水道等又は1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第22号

西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について

西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

農業集落排水処理施設の一部を公共下水道へ統合するため、本条例の一部を改正するものである。

西予市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

西予市農業集落排水処理施設条例(平成16年西予市条例第199号)の一部を次のように改正する。

別表中西予市永長農業集落排水処理施設の項及び西予市神野久農業集落排水処理施設の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和 7 年 2 月 25 日 提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市立野村病院が令和 7 年 4 月 1 日から野村診療所となり精神科を標榜す
るため、本条例の一部を改正するものである。

西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

西予市病院事業の設置等に関する条例(平成16年西予市条例第240号)の一部を次のように改正する。

別表第1 西予市立野村診療所の項中「心療内科」の次に「、精神科」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第24号

西予市消防財政調整基金条例を廃止する条例制定について

西予市消防財政調整基金条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

西予市消防財政調整基金を西予市公共施設整備基金に統合し、施設整備を目的とした基金として一元化を図るため、本条例を廃止するものである。

西予市消防財政調整基金条例を廃止する条例

西予市消防財政調整基金条例(平成16年西予市条例第250号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に、廃止前の西予市消防財政調整基金条例の規定により設置された基金に属していた現金は、施行日において、西予市公共施設整備基金条例(平成25年西予市条例第36号)第1条の規定により設置される基金に属するものとする。

議案第25号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延長(km) 幅 員(m)	摘要
6-2	病院裏線	野村町野村12号34番 野村町野村12号20番	0.123 3.50~8.80	
6-3	三島いなや線	野村町野村12号305番 野村町野村12号24番	0.092 2.40~4.20	

提案理由

市道病院裏線及び市道三島いなや線を廃止するものである。

議案第26号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

記

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	延長(km) 幅員(m)	摘要
6-4	三島いなや線	野村町野村12号318番 野村町野村12号319番	0.016 2.40～2.40	

提案理由

三島いなや線を市道に認定するものである。

議案第 27 号

西予市過疎地域持続的発展計画の変更について

西予市過疎地域持続的発展計画を変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

新規事業の追加に伴い、西予市過疎地域持続的発展計画を変更するものである。

西予市過疎地域持続的発展計画の新旧対照表

改 正 後					現 行				
【計画書 42.43 ページ】					【計画書 42.43 ページ】				
7. 計画					7. 計画				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 上水道	水道施設耐震化事業	西予市		5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	送配水管布設替事業 φ75 mm L = 600m	西予市	
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	送配水管布設替事業 φ75 mm L = 600m	西予市		5 生活環境の整備	(1)水道施設 その他	持続的給水モデル実証事業	西予市	
	(1)水道施設 その他	持続的給水モデル実証事業	西予市			(2)下水処理施設 公共下水道	宇和处理区公共下水道整備事業 公共下水道事業	西予市	
	(2)下水処理施設 公共下水道	三瓶地区雨水公共下水道事業	西予市					(2)下水処理施設 その他	浄化槽設置整備事業 5人槽 300基 7人槽 120基 10人槽 60基
			西予市			(5)消防施設	常備消防施設整備事業 高規格救急自動車		
	常備消防施設整備事業 災害対応特殊救急自動車	西予市		常備消防施設整備事業 災害対応特殊救急自動車				西予市	
	常備消防施設整備事業 指令車	西予市		常備消防施設整備事業 指令車				西予市	
	常備消防施設整備事業 ヘリポート整備	西予市		常備消防施設整備事業 ヘリポート整備				西予市	
	常備消防施設整備事業 ポンプ車	西予市		常備消防施設整備事業 ポンプ車				西予市	

議案第28号

辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設総合整備計画を策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

新規事業を施行するため、遊子谷及び野井川辺地総合整備計画を策定するものである。

総合整備計画書

愛媛県西予市 遊子谷 辺地

(辺地人口 148人・面積 11.76 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 日浦、平岩、泉川、上川、下遊子、南平
- (2) 地域の中心の位置 西予市城川町遊子谷2442番地1
- (3) 辺地度点数 224 点

2. 公的施設の整備を必要とする事情

当辺地は急峻な山脈地に集落が点在し形成されており、幹線へ通じる、もしくは各集落内における道路は、ほとんどが未舗装道で、道路・生活基盤ともに非常に貧弱である。加えて、急カーブ、急勾配が多く、幅員も狭小であり、道路交通の安全性が確保されているとは言いがたく、非常時の際など安全面に支障をきたしている状況である。そのため、災害時及び緊急時等の連絡道も含めた市道等の整備を総合的に行うなど、地域住民が安心して暮らせる生活に欠かせない条件の整備が強く望まれている。

また、当辺地は成熟し伐期を迎えた林層が多く、早急な森林整備が必要となっているが林道網が未整備であるため、森林整備の遅れが顕著である。このため、災害の未然防止や通行の安全確保を図るとともに、地域林業の動脈となる森林管理道を開設することで森林施業の合理的経営と森林資源の有効活用を図る。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源の内辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	西予市	186,500	70,000	116,500	116,500
林道	西予市	105,000	62,475	42,525	42,500
合 計		291,500	132,475	159,025	159,000

総合整備計画書

愛媛県西予市 野井川 辺地

(辺地人口 96人・面積 11.49 km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 重谷、泉田、竜泉、上影、下蔭
- (2) 地域の中心の位置 西予市城川町野井川3410番地3
- (3) 辺地度点数 268 点

2. 公的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、急峻な地形であるため路網整備が遅れており、間伐等の手入れが行き届かず森林の荒廃が進み、早急な対応が迫られている。また作業効率が悪く、森林施業に多大な費用がかかっている現状である。

このことから地域の産業を守り、人口減少に歯止めをかけるためにも森林施業の合理化と森林資源の有効活用を図り、林業経営の改善と林業の活性化を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和7年度から令和11年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源の内辺地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
林道	西予市	105,000	57,750	47,250	47,200
合	計	105,000	57,750	47,250	47,200

議案第29号

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第1項の規定に基づき、大洲市が本市の区域に公の施設を設置することに関し、大洲市から次のとおり協議があったので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

1 施設の名称

大洲市自家用有償旅客運送路線及び大成停留所

2 設置の目的

住民の交通手段を確保するため

3 設置の場所

西予市野村町予子林地内(別紙のとおり)

4 経費の負担

大洲市自家用有償旅客運送車両の運行に要する経費並びに大成停留所の施設整備及び維持管理に要する経費は、大洲市が負担する。

5 利用の条件

大洲市自家用有償旅客運送条例(平成26年大洲市条例第2号)の規定による。

6 その他

その他必要な事項は、西予市と大洲市が協議して定めるところによる。

提案理由

本市の区域に大洲市自家用有償旅客運送路線等を設置することに伴い、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。



凡例		
	バス路線	中津～鹿野川(大洲市)
		大洲病院～肱川支所(宇和島自動車)
	市町村境界	

議案第30号

令和6年度西予市病院事業会計資本金の額の減少について

令和6年度西予市病院事業会計資本金2,628,027,374円のうち551,790,000円を減少することについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月25日提出

西予市長 管 家 一 夫

提案理由

病院事業の規模を縮小することに伴い、西予市病院事業会計の資本金を減少するものである。